

令和7年度加美町農業委員会
第12回定例総会議事録

令和8年3月25日(水)

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和7年度第12回定例総会 議事録

1 開催日時 令和8年3月25日(水)午後2時00分～午後3時09分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(農業委員15名 / 農地利用最適化推進委員4名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	杉 村 昭 宏
農 業 委 員	1番	三 浦 良 人
〃	2番	畠 山 智 史
〃	3番	坂 上 昌 哉
〃	4番	菅 野 守
〃	5番	佐 藤 健 喜
〃	6番	鈴 木 英 明
〃	7番	小 山 京 子
〃	8番	山 本 成
〃	9番	高 橋 秀 生
〃	10番	青 砥 美 恵 子
〃	11番	猪 股 弘
〃	12番	中 村 貴 美 子
〃	13番	澁 谷 涼 子
農地利用最適化推進委員		高 橋 勤
〃		尾 形 明
〃		長 沼 一 弥
〃		佐 藤 繁

4 欠席委員(1名)

農地利用最適化推進委員	今 野 真 優
-------------	---------

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第22号	非農地証明書の交付について
日程第5	報告第23号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	報告第24号	営農型発電設備の下部の農地における 農作物の状況報告について
日程第7	議案第33号	農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断 (非農地判断) について
日程第8	議案第34号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第9	議案第35号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第10	議案第36号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第11	議案第37号	農地転用事業計画変更承認申請の承認について
日程第12	議案第38号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第13	議案第39号	地域農業経営基盤強化等促進計画(地域計画)の 変更に係る審議について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長(書記)	佐藤登志子
農業委員会事務局次長兼農政係長	佐藤美智子
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠山明大
農業委員会事務局技師	田生遥菜

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第12回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後2時00分 開会〉

*事務局（佐藤登志子事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和7年度 加美町農業委員会 第12回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

〔 会長挨拶 〕

*事務局（佐藤登志子事務局長） それでは、農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となり、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員15名、農地利用最適化推進委員4名です。今野真優推進委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、11番 猪股弘委員、12番 中村貴美子委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第22号 非農地証明書の交付について

*議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第22号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第22号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、証明書を交付したので報告いたします。

令和8年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

報告書番号1

申請地 字城下西の田 1筆

現況 宅地

昭和38年頃から養殖場として利用しており、3町合併時点で既に農地台帳に記載がないもの。

報告書番号2

申請地 字城下の田 2筆

現況 宅地

昭和60年に転用許可を受け養殖場として利用しており、地目変更を行わず現在に至る。

[議案書に記載のとおり上記2件の証明書交付について説明]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第22号を終了いたします。

日程第5 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。

令和8年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

[議案書に記載のとおり全4件の合意解約について説明]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第23号を終了いたします。

日程第6 報告第24号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の
状況報告について

*議長（板垣文一会長） 日程第6、報告第24号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第24号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について。このことについて、別紙のとおり営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書の提出があったので報告いたします。

令和8年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

報告書番号1

耕作面積 牧草/486㎡

収量 600kg

収穫量は、10aあたりに換算すると1,234kgとなり、地域の平均的な収量とされる1,150kgの107.3%と、十分な収量を得られたとのこと。

報告書番号2

耕作面積 アラゲキクラゲ/580.1㎡

コケ/9,543㎡

収量 アラゲキクラゲ/1,197kg

コケ/250㎡

アラゲキクラゲの収穫量は、10aあたりに換算すると2,063kgとなり、地域の平均的な収量とされる1,020kgを上回る結果となっております。昨年で栽培9期目ということで、栽培の習熟が認められる結果となっております。

コケの収穫量は、10aあたりに換算すると26.3㎡となり、地域の平均的な収量とされる26.3㎡と同量の収量となっております。コケの飛散、病気の発生等が若干見られるものの、全体的には良好な育成状況となっているようです。

報告書番号 3

耕作面積 米(ひとめぼれ)/8,865㎡

収量 3,617kg

収穫量は、10aあたりに換算すると408kg、約6.8表となり、農協・共済収量の462kgの約88%程度の収量となっております。出穂、穂揃いについては、同一圃場より10日程度の遅れがあったようですが、品質には問題なかったとのことです。

[議案書に記載のとおり以上3件の農作物状況報告について説明]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、11番 猪股委員。

*11番（猪股弘委員） 米や野菜等の作物ですと出荷した量で明確な数字を判断できるかと思うのですが、牧草に関しては、刈り取った後に収量を計測しているのですか。また、その後の流通の部分は、以前現地調査した際には近隣の畜産農家に分けるといように伺った記憶があるのですが、あまり明確になっていないように感じました。そういったところまでは農業委員会として関与しないのでしょうか。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） 例年の農地の利用状況調査の中でも、営農型発電設備下部の農作物が適切に耕作されているか調査するというものがございます。委員の皆さんにも農地パトロールの際に確認していただきますのでよろしくお願いします。又、流通につきましては、報告の際に聴き取りを行うなど検討して参ります。

*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、4番 菅野委員。

*4番（菅野守委員） 申請番号2番についてですが、昨年現地調査した際にヨモギの栽培を行うということでした。現状はどんな状況で進んでいるのでしょうか。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） 報告書の中では、棚の運び出しを始めているとのこと。ヨモギの栽培に関しては来年度から行い、キクラゲも継続して栽培していくようです。

*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第24号を終了いたします。

日程第7 議案第33号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断
(非農地判断) について

*議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第33号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第33号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断（非農地判断）について。下記農地が、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて、審議されたい。

令和8年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

農業委員会は農地法の運用について、第3の1の（3）のウ及び第4の規定に基づき、利用状況調査等の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされております。

これに基づきまして、今年度実施した農地パトロールにおいて、荒廃農地B分類、いわゆる赤判定を行い、その後の意向調査において非農地化の要望があった土地、及び以前の意向調査において非農地化の要望があった土地で、今年度のパトロールにおいて赤判定となった土地について、当該農地に該当しない旨の判断、非農地判断の議決をお願いするものでございます。

なお、今回上程いたしました土地は、該当農地から未相続地や農業者年金の経営移譲年金受給者が所有する農地、共有地、集団的に存在する農地等を除いたものについて、2月26日に開催した農地調査会において検討の上、非農地判断すべきとして決定いただいた土地でございます。

田…	5筆	31,468.84㎡
畑…	2筆	3,382㎡
計…	7筆	34,850.84㎡

農業振興地域整備計画を管理する加美町のほか、関係土地改良区、農業再生協議会と協議を行い、支障が無い旨の回答を得ているもの

[議案書に記載のとおり以上の非農地判断について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第33号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第33号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第8、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和8年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

[議案書に記載のとおり全53件の許可申請について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号10番から12番について、6番 鈴木英明委員が報告します。

*6番（鈴木英明委員） こちらの案件は、3名の所有者がそれぞれの農地を交換するという変則的な案件で、現状の所有者と登記名義人が相違しているということで今回の申請に至ったものでございます。申請事由として耕作者へ贈与となっておりますが、実際は他の方に耕作を依頼しており、田と牧草地として利用されている状況です。現地は昭和40年代に所有者らが農地整備を行い、一反歩から三反歩程の田や畑にしていたようですが、その際の手違いにより今回のような事案が発生したとのことでした。3月17日に現地を確認し、3月19日、22日に申請者へ電話にて聴き取りを行った結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以

上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号13番について、12番 中村貴美子委員をお願いします。

*12番（中村貴美子委員） 3月18日に譲受人へはお電話で、譲渡人へは直接お会いし、聴き取り調査と現地を確認して参りました。譲渡人は、今まで耕作を依頼していた方に今年からの耕作を断られ、遠い親戚である譲受人に声をかけたところ、売買であれば受けていただけることになり今回の申請に至りました。譲受人は現在農地を所有耕作しており、今回の農地につきましても自分で耕作するとのことで、調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労さまでした。次に申請番号14番について、2番 畠山智史委員をお願いします。

*2番（畠山智史委員） 3月22日、申請者お二方へ電話にて聴き取り調査を行いました。譲渡人は現在仙台市にお住まいで、家屋と農地の売買です。譲受人は不動産会社を通して農地付きの物件を探しており、今回の申請地は家屋の南側に畑が隣接しております。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号15番について、15番 杉村昭宏委員をお願いします。

*15番（杉村昭宏委員） 3月22日に貸主へは直接お会いし、借主へは電話にて聴き取り調査を行いました。申請地は昨年の秋から借主へ稲刈りを依頼していたようで、今年から全ての耕作をお願いできないかとお話したところ合意に至り、今回の申請となりました。申請地のうち9筆は未整備田ですが、残り1筆は圃場整備済みで賃貸借の単価も妥当だと思われまますので、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労さまでした。次に申請番号16番について、事務局をお願いします。

*事務局（畠山明大係長） こちらの案件は、昨年から農地を集約している法人による案件です。譲受人は平成28年に設立された農業法人で、主に肉用牛の繁殖と肥育を行っており、登米市で約2千頭の牛を飼育しております。砂坂囲いの農地は約34haございますが、今回譲受人が買受ける農地と、昨年購入した農地合わせ121筆で30.1haとなり、砂坂地区で売買の意思があった方の買い受けは、ここで一旦終了するとのことでした。今回の申請も合わせると、砂坂地区の約9割を購入することとなるため、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。審議に入る前に議案第34号につきましては、申請番号1番から9番について委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。

これより審議を行います。5番 佐藤健喜委員は申請番号1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時33分〉

*議長（板垣文一会長） これより申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、申請番号1番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、5番 佐藤健喜委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時34分〉

*議長（板垣文一会長） 続いて、申請番号2番から5番について審議を行います。

15番 杉村昭宏委員は申請番号2番の審議開始から5番の終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時34分〉

*議長（板垣文一会長） これより申請番号2番から5番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、申請番号2番から5番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号2番から5番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
それでは、15番 杉村昭宏委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時35分〉

- *議長（板垣文一会長） 続いて、申請番号6番について審議を行います。長沼一弥推進委員は申請番号6番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時35分〉

- *議長（板垣文一会長） これより申請番号6番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、申請番号6番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号6番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
それでは、長沼一弥推進委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時36分〉

- *議長（板垣文一会長） 続いて、申請番号7番について審議を行います。申請番号7番につきましても、議長が当事者である案件ですので、議長を会長職務代理者に代わっていただきます。よろしくをお願いいたします。

〈議長交代〉

- *議長（杉村昭宏会長職務代理） 申請番号7番について、議長を務めさせていただきます。16番 板垣文一委員は申請番号7番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時37分〉

- *議長（杉村昭宏会長職務代理） これより申請番号7番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（杉村昭宏会長職務代理） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、申請番号7番についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（杉村昭宏会長職務代理） ご異議なしと認めます。よって、申請番号7番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。それでは、16番 板垣文一委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時38分〉

- *議長（杉村昭宏会長職務代理） ここで議長を交代します。

〈議長交代〉

- *議長（板垣文一会長） 続いて、申請番号8番、9番について審議を行います。13番 澁谷涼子委員は申請番号8番の審議開始から9番の終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時39分〉

- *議長（板垣文一会長） これより申請番号8番、9番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、申請番号8番、9番についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号8番、9番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。それでは、13番 澁谷涼子委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時40分〉

- *議長（板垣文一会長） 続いて、申請番号10番から53番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、2番 畠山委員。

*2番（畠山智史委員） 申請番号10番から12番についてですが、3名の方が今回それぞれに贈与されておりますが、こちらは再圃場整備等の事業を前提に行われたものなのでしょうか。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） こちらは過去に行われた圃場整備によってこのような現状になっておりました。もともと狭い圃場だったため、2筆隣り合った圃場をそれぞれが一反歩の田として耕作できるように交換耕作を行っておりました。上の代から引き継がれこの状況で耕作しておりましたが、過去の経緯や現在の所有者がわかっている現段階できちんと整理しておきたいという意向から、今回の申請に至ったということでした。

*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、4番 菅野委員。

*4番（菅野守委員） 今回賃貸借の契約を結ばれた方の中で、農地の管理に関する評判や、体調があまり芳しくない借主が何名か見受けられます。体調を崩されているという方のうちのお一人は後継者がいるので問題ないかと思いますが、そうでない方は今後の耕作に支障がないものか心配ですので確認させていただきます。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） 後継者がいる方は問題ないかと思えます。そうでない方は、こちらでも現状の全てを把握できてはおりませんが、実際にご本人が事務局へいらした上でお話を伺い契約を結ばれましたので、耕作していけるものとして判断しました。又、借主の管理については、貸主の意向としてこの方に耕作してもらうことを希望しております。

*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- * 議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第9 議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について

- * 議長（板垣文一会長） 日程第9、議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。
- * 事務局（田生遥菜技師） 議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。
令和8年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

申請番号1

申請地は字新木ノ下の畑1筆、面積は516㎡。申請事由は作業場の改築に伴う農業用施設の建築を行うものです。

申請地は加美町小野田支所の南東約4.7kmに位置し、中嶋地区の集落内に介在する農地ですが、南側に広がる農地と一体化し「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第1種農地と判断いたしました。用途が農業用施設であり「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、やむを得ないと判断いたしました。

- * 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、4番 菅野守委員お願いします。
- * 4番（菅野守委員） 申請地は申請人自宅の東側にあり、今般経営の合理化を図るため作業用倉庫を建築するというものです。倉庫は一部宅地にまたがって建築する予定で、畑の部分には現在ビニール格納庫がございました。農業用排水からの取水や排水はなく、盛土も行わないため土砂の流出はございません。用排水施設はなく、雨水は隣接する側溝へ放流するため周辺農地への支障はないものとし、許可相当と判断しました。以上です。
- * 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第10 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

- *議長（板垣文一会長） 日程第10、議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。
- *事務局（田生遥菜技師） 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。
令和8年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

申請番号1

申請地は字原中原浦の畑3筆、面積は合計947㎡。申請事由は贈与により住宅用地とするものです。

申請地は加美町小野田支所の北西約1kmに位置し、原地区の集落内に介在する農地ですが、南側に広がる農地と一体化し「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第1種農地と判断いたしました。

申請人が現在居住している宅地隣の農地に新たに住宅を建築するため、行政書士に農地転用許可申請の手続きを依頼したものです。また、既に申請農地の一部にあった防風林を伐採、抜根し、畑土ではない土で埋め立てが行われていたため、始末書の提出がございました。受人が現住宅の隣地を選定し住宅を建築するもので、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号2

申請地は字町裏の田1筆、面積は157㎡。申請事由は使用貸借により住宅用地とするものです。

申請地は加美町役場の東南東約0.7kmに位置し、水道管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の医療施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

* 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、4番 菅野守委員お願いします。

* 4番（菅野守委員） 申請番号1番につきまして、申請地は親子で居住している自宅の南側にあたります。今般老朽化した家を建て替え、これまで通り親と同居するために自宅を新築するものです。現地は既に土砂で埋め立てられており、畑として復元できる状態ではないため始末書の提出がごさいます。農業用排水からの取水及び排水はなく、盛土、切土は行わないため土砂の流出はごさいません。雨水は集水桝から、汚水も浄化槽を通して南側の側溝へ放流するため支障はないものとし、許可相当と判断しました。

続きまして申請番号2番、申請地は渡人の自宅敷地東側にごさいます、以前渡人が稲作を行っていた際に、苗代として使用していた農地だということです。今般孫娘夫婦が、将来の介護を考え申請地に住宅を新築するものです。汚水は公共下水道へ接続し、雨水は側溝へ排水、及び自然浸透とします。整地のみで、新たな土盛り等による土砂の流出はないため支障はないものとし、許可相当と判断しました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ごさいませんか。

—「はい」の声あり—

* 議長（板垣文一会長） はい、15番 杉村委員。

* 15番（杉村昭宏委員） 申請番号1番についてですが、こちらは同一の敷地内に違う字番があるのですか。

* 議長（板垣文一会長） では事務局。

* 事務局（畠山明大係長） 圃場整備の関係で、古い字番が残ったところに家がくっついていたというような状況かと思われます。

* 議長（板垣文一会長） 他に質疑ごさいませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ごさいませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第11 議案第37号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について

*議長（板垣文一会長） 日程第11、議案第37号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第37号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について。下記のとおり事業計画を変更するため加美町農業委員会会長あてに承認申請があったので審議されたい。

令和8年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

申請番号1

申請地は字矢越の田14筆、面積は合計13,714㎡。平成23年8月29日付け、加農委指令第36号により役場庁舎の建設のため、農地法5条許可を行ったものに係るものでございます。当初計画からの変更内容としましては、建設する庁舎の変更と建設期間の延長となります。

[議案書に記載のとおり1件の承認申請について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。

これより、議案第37号 農地転用事業計画変更承認申請の承認についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号 農地転用事業計画変更承認申請の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第12 議案第38号 農用地利用集積等促進計画(案)について

*議長(板垣文一会長) 日程第12、議案第38号 農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局(畠山明大係長) 議案第38号 農用地利用集積等促進計画(案)について。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により意見を求められたので審議されたい。

令和8年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

[議案書に記載のとおり全7件の促進計画について説明]

*議長(板垣文一会長) 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第38号につきましては、申請番号2番について委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。

これより審議を行います。15番 杉村昭宏委員は申請番号2番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後3時01分〉

*議長(板垣文一会長) これより申請番号2番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長(板垣文一会長) 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、申請番号2番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長(板垣文一会長) ご異議なしと認めます。よって、申請番号2番については、原案のとおり農地中間管理機構に許可相当である旨の意見書を提出いたします。

それでは、15番 杉村昭宏委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後3時02分〉

*議長(板垣文一会長) 続いて、ただいま審議のあった申請番号2番を除く、申請番号1番から7番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第38号 農用地利用集積等促進計画(案)についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案のとおり農地中間管理機構に許可相当である旨の意見書を提出いたします。

日程第13 議案第39号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る審議について

- *議長（板垣文一会長） 日程第13、議案第39号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る審議について、事務局より議案の説明をさせます。

- *事務局（畠山明大係長） 議案第39号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る審議について。このことについて、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により意見を求められたので審議されたい。

令和8年3月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

[議案書に記載のとおり促進計画の変更案について説明]

- *事務局（佐藤登志子事務局長） 変更の内容について補足です。資料の担い手リストにつきましては、黄色になっている部分に変更箇所になっております。黒色の認農につきましては、認定農業者の申請を新たにされた方。利用者と変更になっている方は、認定農業者の更新を行わなかった方というような表記になっております。又、面積が0となっている方は、農業法人として農地の借り受けがなく作業受託となっている法人です。

- *議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

- *議長（板垣文一会長） はい、15番 杉村委員。

- *15番（杉村昭宏委員） 農地の面積が0の方で認定農業者ということがあり得るのですか。

- *議長（板垣文一会長） では事務局。

- *事務局（佐藤登志子事務局長） 作業受託されている方が該当しております。

*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第39号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更については、意見なしとして町長へ回答することに決定いたしました。

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和7年度加美町農業委員会 第12回定例総会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

〈午後3時09分 閉会〉

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名する。

令和8年3月25日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 猪 股 弘

署名委員 中 村 貴 美 子